

令和3年11月4日

保護者の皆様

泉大津市立東陽中学校

校長 西村 英喜

冬季の防寒着着用について

錦秋の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解、ご支援いただきありがとうございます。

さて、本校ではこれまで、冬季の防寒対策として「手袋、マフラー、本校規定のウインドブレーカーは認めるが登下校時の着用のみとする。」(生徒心得 生徒手帳 P8より抜粋)となっていました。本校指定のウインドブレーカーの廃番に伴い、下記の理由からも今年度より防寒着を学校で指定しないこととなりました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、下記の注意事項を守り、冬季の防寒対策を適切に行えるようご協力よろしくお願いします。

記

【 学校指定廃止の理由 】

- 本校指定のウインドブレーカーの廃番のため
- 個人の体調、体感温度に応じた健康管理のため
- TPO に応じた防寒対策をする判断力の育成のため

【 注意事項 】

- 防寒着の着用は、冬用標準服を着たうえで防寒の必要がある場合の登下校時のみとします。
- 防寒着は、各自の責任で管理できるもので、学校の活動（授業、給食、清掃等）に支障がないものにしてください。
- 登校後の防寒着の管理について
 - ・管理場所は、教室内の自分の席以外にはありません。
 - ・管理中に、教室内での活動によって、汚損の恐れがあります。

※ 校内での活動、管理のことを考えると、高価なものは避け、靴の中に収まるようなものが適していると思われます。